

令和6年度 第2回福島市環境審議会 議事概要

日 時 令和6年10月18日（金） 午後2時～午後4時45分
会 場 福島市役所7階 議会会議室
出席者 委員9名（欠席3名）
中田俊彦会長、須藤康子副会長、安倍眞知子委員、石高久美子委員、
後藤忍委員、杉山直樹委員、長渡真弓委員、旗野礼子委員、三島昭二委員
事務局 職員15名
傍聴者 記者7社、一般7名

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事（議長：中田会長）

（1）福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例（案） について（事務局より説明）

【資料1】 福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する
条例（案）について

【資料2】 福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する
条例（案）の骨子

○意見・質問

委 員 条例案の概要「9. 審議会への諮問（第34条）」に記載されている分科会に
ついて、どのようなメンバー構成を検討しているか。

事 務 局 エネルギー分野、土木分野、法律分野などを検討している。人数、構成ともに
今後詳細を検討する。

委 員 許可事業廃止後の原状回復について「努力義務」と記載されているが、努力し
たが駄目でしたと、こういうことで逃げられると困る。「原状回復義務」とし
ていただきたい。

委 員 撤去の際に会社が存在しなくなっている可能性もあるため、福島市バージョ
ンで条例を作るなら撤去費用の積み立てや預託をさせるべき。

委 員 車を購入するときにはリサイクル料を先に支払う。発電施設設置に際しても
同様に撤去費用の積み立てをさせるぐらい発電施設設置のハードルを高くす
べき。

- 事務局 原状回復の「努力義務」については、財産権との兼ね合いから努力義務として検討している。条例案の概要「7. 費用の確保（第9条）」において撤去費用については義務としており、定期報告においても撤去費用の確保の状況を市において確認する内容となっている。積み立ての金額については規則やマニュアル等で事業者がどの程度の金額を担保すべきかを示していく。
なお、固定価格買取制度の中では事業期間の後ろ 10 年については、必ず撤去費を積み立てる制度設計となっている。
- 委員 法律的なものでどういった原状回復ができるのか、どこまで回復したら努力したといえるのかを事務局で整理して次の審議会までに示してほしい。
- 委員 資料2の1ページ「近隣住民等」の近隣区域が、事業区域から概ね 300m以内と記載されているが、風力発電の騒音（低周波）は 1km ぐらいまで及ぶため、この定義では太陽光に偏っているような印象を受ける。
もう1点、資料2ページ「6 太陽光発電施設の禁止区域」と「7 風力発電施設の禁止区域」について、風力発電施設も景観の観点から規制するということもあるので、太陽光発電施設の内容とのバランスをみてそろえた方がよい。
- 委員 発電施設に付随する鉄塔についても考慮していただきたい。
- 事務局 近隣住民の範囲については、ただし書きの中で、「市長が認める場合については、発電規模に応じて、市長が別に定める距離にすることができる。」としており、発電施設の規模によって、規則、マニュアル等で別に定める考えであります。太陽光発電施設と風力発電施設の禁止区域の内容のバランスについては、太陽光発電施設は面的、風力は業区域が広域であるが発電機ごとに部分的な伐採など影響や特徴が異なることや太陽光発電施設は 20 メガ以上、風力発電施設は 7 メガ以上で環境影響評価の対象となるため、市からの意見を言える制度となっており、禁止区域を区別している。
- 委員 国・県の法律の内容にとらわれず、撤去費の積み立てを義務化するなど、他の市が考えないことを考えて、福島市バージョンの考えを法律的に示すべきである。
- 委員 福島市が全国に先駆けて独自の新しい環境の法律を作れば、全国ニュースになるなど脚光を浴び、全国に向けて福島市の考えが発信できる。ぜひ、全国に先駆けた発電事業者にとってハードルの高い内容にしていきたい。

事 務 局 再生可能エネルギー発電施設設置に関する条例については、全国的に先行して策定されているものが相当ある。その中でも本条例（案）は全国的に見てもかなりハードルが高いため、山地への太陽光や風力への抑止効果があると考えている。条例で踏み込めるところを見極めて作り込みをしている。規制と財産権とのバランスは法律の専門家に再度意見を聴きながら、市ができることを再度検討する。

委 員 既存のメガソーラー発電施設で供託金のようなものを受け取っているものはあるのか。

事 務 局 農村漁村再エネ法に基づき設置された 2 施設については市入ってくる金額があり、農業振興のために活用されている。

委 員 既存の施設数から考えると 2 施設というのは少ない。尚更、国や県の法律に関係なく、福島市バージョンの法律を作るべきであるとする。子や孫がどうやって暮らしていくのかを考えたら、今の法律でいいですとは言えない。もっと法律の先生とかいろんな人たちに意見を聞いて、福島バージョンの法律を作りたい。

委 員 相馬の方のメガソーラー施設をみても、山肌が見えて取り返しのつかない山になっていっているのを感じる。再生可能エネルギーの推進という部分と天秤にかけて考え、議論していいアイデアが出ることを祈っている。

委 員 脱原発の流れから風力発電施設、太陽光発電施設設置への規制が緩くなっている。既に福島県にはかなりの太陽光発電施設があり、福島市にもすごい数の施設がある。これ以上の発電施設を設置させないためにも発電施設撤去の際の原状回復のレベルを写真等で示したり、原状回復を怠った場合のペナルティ（金額）を数的に示すべきである。

事 務 局 今回の条例案の大前提が禁止区域を作り、それ以外は許可制にするといった二本立てで構成されている。許可制の区域については悪質な事業者ではなく、なるべく良好・良質な事業者が許可基準を満たした上で事業を行う形の条例の形としている。撤去に際しての原状回復の努力義務規定については、財産権などの法的な部分に関わってくるため、法律の専門家にきちんと今回の環境審議会が出た意見を伝え、法律的に実施可能な部分を確認させていただく。

- 委 員 市の他の審議会委員には法律の専門家も入っている。審議の中で法律的な意見が出ることもあるため、法律の専門家を委員として入れていただきたい。
- 委 員 今回の資料で禁止区域が広がっており、手続きの内容も悪質な発電事業者にとっては事業実施のハードルが高くなっている。一方で、根本的な問題として、メガソーラー発電施設ができている場所は、いわゆる親から受け継いだ不要な土地(山地、農地)となっており、安く土地が買えるため発電施設を設置しやすくなっているため、こうした部分の対策も取る必要がある。
また、条例へ罰則規定を設けることは可能なのか。
- 事 務 局 罰則規定を設けるためには、審議会委員、弁護士、検察庁への協議の必要性があり、かなりの時間を要する。前回の審議会でも条例制定スケジュールの前倒しについて意見をいただいたが、本条例制定に関してはスケジュールの前倒しを重視している。
- 委 員 罰則規定を今後設ける予定であるのであれば、その旨を条例に規定すればよいのではないか。
- 事 務 局 附則の（９）検討の部分で、「市長は、この条例の施行の日から少なくとも３年ごとに、この条例の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」といった内容を入れている。
- 委 員 今回の条例の内容は既存の発電施設にも適用されるものであるか。
- 事 務 局 原則として既存の設置済み工事中の発電施設については条例の適用は及ばないが、弁護士の先生からも意見をいただき、条例施行以降、発生した事象については、適用が及ぶという内容としている。
- 委 員 資料の禁止区域等を示している地図へ既存の発電施設を記載した方が市民も現状への危機感を感じる。
- 事 務 局 次回の審議会の際には既存の発電施設も記載したものを提示する。
- 委 員 発電施設設置に係る国・県の法制度と本条例（案）の関係性について、委員へインプットされていないように感じる。また、自分で取得した土地に何かを設

置する場合、特段許可が必要とならない認識でいたが、本条例の市長の許可制は、本条例に基づく許可なのか、その他の都市開発法などに基づく許可となるのか。

事務局 許可制の基となるのは本条例であり、許可基準をクリアしているものについて、事業許可をすることとなっている。

委員 発電事業を進めるにあたり、今の環境アセス法の中では、事業者へ計画段階の配慮書作成に際しての市への相談を必須要件としていないが、本条例により市への相談を必須要件としている。国・県の法律の対象外の部分については条例の権利が及ぶため、国の環境アセス法に基づき許可されたものについては条例で覆うことができないという認識でいる。本条例によりどこまで権利が及ぶか検討されているのか。

事務局 環境アセス法による事業者の手続きの中で、市からの意見を出しても事業者に真摯に受け取ってもらえず、事業化が進んでしまう状況がある。環境アセス法による案件であっても、本条例で事業者への計画段階の配慮書作成に際しての市への相談を要件化することで、市からの意見を事業者に伝え、発電施設設置を止めていければと考えている。

委員 禁止区域に私有地も含まれているが、私有地についても発電施設設置が規制されるのか。

事務局 私有地であっても禁止区域の場合は、規制する。ただし、禁止区域を設けることは財産権に制限をかけることとなるので、弁護士からの意見のとおり、規制が合理的であるかは公益性により判断することとなっている。

(2) 令和5年度実績報告について（事務局より説明）

【資料2】令和5年度実績報告について

委員 全国的に問題となっている有機フッ素化合物(PFAS)についても記載すべきである。

事務局 水道局にも確認しながら対応する。

委員 国道、県道、市道の管理の記載があるが、汚れや草が伸びていたり、センター

ラインが消えているところがあるため対応をお願いしたい。

委 員 道路の除草やムクドリのフンの清掃などを、業者に頼むとかなりのお金がかかるので、町内会へ少しずつ補助金などを出して対応してもらった方が良いのではないか。

委 員 環境ポータルサイトのアクセス数やももりんシェアサイクルの利用数などの定量的に実績値の把握が可能なものについては掲載をした方が良い。

委 員 大規模発電施設の問題について、審議会で検討することは大切だが市民の皆さんにも考えてもらう必要がある。

そのためにも環境問題について、市民の皆さんが学べる機会を増やして欲しい。また、今の子どもたちは自然と触れ合う機会がものすごく減っている。子どもたちはちょっとした自然遊びをするだけでも喜ぶため、福島市での思い出をつくることが福島市を良くしていくことや、将来も福島市に残ってもらうことに繋がる。ぜひ、子供たち、一般の市民の方にも率先して学んでもらえる機会(講演会、講習会など)を環境課中心に積極的に増やして欲しい。

委 員 福島市で 4 年生向けに環境副読本を作成していただいております、子供は大切にしながら学んでいる。さらに、クリーンセンターの見学等も、こむこむ館での学習と組み合わせて実施しており、実際に見ることで、ごみ処理の大変さを子供たちが自分事としてとらえられるようになってきている。

小学校も中学校も含めて、社会科、総合的な学習の時間と低学年は、生活科なども活用しながら、本当に子供たち自身が自分と環境の繋がりをとらえられていること、福島市の皆様の取り組みに感謝している。また、我々としても環境学習をもっと実施していきたいと考えている。

委 員 福島市のごみの分別、特にプラスチックごみについてルールを把握している人が少ない。ごみの減量化対策として、ただゴミ袋の有料化にするのではなく、福島市バージョンの対策を行うべきである。また、キエーロなどの生ごみ対策は行っているが、プラスチックごみ対策についても対策を行うべきである。

委 員 プラスチックごみについて、分別して出しても、全て燃やしているという話も聞いたことがあるがどのようなになっているのか。

事 務 局 分別して出されたものについては、リサイクルの方にまわしている

議 長 資料 P16 の温室効果ガス実質排出量について、令和３年度は基準年度比で 21.4%減っていると記載されているが、この原因は P15 ページ下２行に記載のある都道府県別エネルギー消費統計の数値が、過去にさかのぼって変更されたことにある。今回の資料には膨大なデータの記載があるが、出典を記載することでデータの精度が上がる。

○事務連絡

事 務 局 第３回の環境審議会は２月に開催したいと考えている。その際は条例案のパブリックコメント実施結果や、条例の原案の審議などを予定している。
本日の議事概要については、事務局でまとめ、委員の皆様にご確認いただいた後で、市のウェブサイトで公表したいと考えている。
なお、議事概要の確認については委員の皆様のメールアドレスまたは紙で郵送させていただく。

４ 閉会

以上